

愛媛労働局発表

平成 28 年 5 月 31 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課

健康安全課長 荒瀬 雅夫

主任衛生専門官 大西 健一

電話 089-935-5204 (内線 470)

報道関係者 各位

—化学物質のリスクアセスメントの実施が義務になります—

○ 一定の危険有害性のある化学物質（640 物質）について、リスクアセスメント、譲渡提供時の容器などへのラベル表示が義務付けとなります。（6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（640 物質）について、平成 28 年 6 月 1 日から、業種、事業場の規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場に^{※1}リスクアセスメントが義務付けられます。

また、譲渡提供時に容器などへのラベル表示も義務付けられます。^{※2}

※ 1 <リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

※ 2 <ラベル表示とは>

化学物質を譲渡提供者（メーカーなど）は、次の事項を記載したラベルを容器に貼付します。

- ①名称
- ②注意喚起語
- ③人体に及ぼす作用、安定性、反応性
- ④貯蔵または取扱い上の注意
- ⑤標章（絵表示）
- ⑥表紙をする人の氏名、住所、電話番号